対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	
東京都港区	赤坂一丁目から六丁目まで、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び九丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六本木一丁目から四丁目まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、虎ノ門一丁目から三丁目まで、麻布狸穴町、五丁目から七丁目まで、麻布台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、麻布永坂町、東麻布一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、愛宕一丁目及び二丁目、西新橋一丁目から三丁目まで、新橋二丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、芝公園三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに元赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
東京都千代田区	内幸町二丁目、霞が関一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目及び三丁目並びに永田町一丁目及び二丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象外国公館等の敷地及び対象外国公館等に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○外務省告示第二百十八号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（令和五年外務省告示第四百三十九号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

外務大臣　茂木　敏充

対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
東京都千代田区	二番町三番地	東京都千代田区
東京都千代田区	二番町三番地	一番町から六番町まで、九段北四丁目、九段南三丁目及び四丁目、紀尾井町、麹町一丁目から六丁目まで、隼町並びに平河町一丁目及び二丁目

イスラエル国大使館

対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	
東京都新宿区	四谷一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、四谷坂町、四谷本塩町、四谷三栄町（次の図面に示す部分に限る。）、四谷八幡町（次の図面に示す部分に限る。）、市谷本村町（次の図面に示す部分に限る。）並びに市谷田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目
東京都港区	元赤坂二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象外国公館等の敷地及び対象外国公館等に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○外務省告示第二百十九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（令和八年外務省告示第百六十一号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

外務大臣　茂木　敏充

中華人民共和国大使館

対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
東京都港区	元麻布三丁目四番三十三号	
東京都港区	元麻布三丁目四番（次の図面に示す部分に限る。）	
東京都港区		元麻布一丁目から三丁目まで、東麻布三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西麻布一丁目から四丁目まで、南麻布一丁目から五丁目まで、六本木三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに五丁目から七丁目まで、麻布狸穴町、麻布十番一丁目から四丁目まで、麻布永坂町、南青山二丁目、四丁目、六丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに麻布台三丁目
東京都渋谷区		広尾二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに四丁目及び五丁目